第10期田布施町分別収集計画

令和4年6月 田布施町

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、再生可能な資源の有効利用を図る循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

本計画は、このような状況の中、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(以下「法」という)第8条に基づいて、一般廃棄物の中で大きな割合を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の3R(リデュース、リユース、リサイクル)を推進することにより、焼却処分量及び最終処分量の削減を図る目的で、町民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明確にするとともに、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

2 基本方針

本計画を実施するに当たっての基本方針は、次のとおりとする。

- (1) ごみの排出抑制とリサイクルを主とした循環型社会の構築
- ② 町民・事業者が一体となった排出抑制・資源化の促進
- ③ ごみの適正処理推進による地域環境の保全

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和5年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器(無色、茶色、その他)、飲料用紙製容器、段ボール、その他の紙製容器包装、ペットボトル、その他のプラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み(法第8条第2項第1号)

| | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 |
|---------|---------|-------|-------|-------|-------|
| 容器包装廃棄物 | 2 3 1 t | 229 t | 227 t | 225 t | 223 t |

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項(法第8条第2項第2号) 容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。なお、実施に当たっては、 町民、事業者、行政がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図る。

| 方策 | 内容 |
|------------|---------------------------------|
| ①マイバック持参運動 | 買い物のときには買い物袋(マイバック)を持参し、レジ袋をもら |
| | わないようにする。広報紙等により運動の普及拡大に努める。 |
| ②詰替え商品の選択 | シャンプーや洗剤等は、詰替えできる商品を購入するようにする。 |
| | 広報紙等により購入を呼びかける。 |
| ③マイ箸、マイボトル | 割り箸の使用を削減するためのマイ箸の持参、使い捨て飲料容器を |
| の活用促進 | 削減するためのマイボトルの持参などの取組みを促進していく。 |
| ④レジ袋削減の推進 | ごみ減量、地球温暖化防止及び循環型社会を目指すため、スーパー、 |
| | クリーニング店、ドラッグストアーに加えて、新規協力事業の掘り |
| | 起こしを行っていく。 |
| ⑤リユース容器活用の | 町内で開催される祭りやイベントにおいて、使い捨て容器の排出を |
| 促進 | 抑制するために、リユース容器を積極的に活用するよう主催者側や |
| | 参加者へ呼びかける。 |
| ⑥出前講座の推進 | ごみの減量やリサイクルに対する意識の高揚を図るため、町民の要 |
| | 望に応じた講座を行う。 |
| ⑦小中学生環境教室 | 小中学生の環境ボランティアに参加し、ごみ分別方法や3Rの教室 |
| | を開催する。 |
| ⑧資源ごみ回収奨励金 | ごみの減量化及び資源の再利用化等を促進し、自治会や子ども会が |
| 制度 | 実施する資源回収活動を支援するため、登録した団体に対して、回 |
| | 収量に応じて奨励金を支給する。 |
| 9快適環境づくり推進 | 町民・事業者等をメンバーとした協議会が、町の取組みを含んだ町 |
| 協議会 | 域全体のごみ減量の取組みをチェックし、改善策を提案する。 |
| ⑩資源活用センターに | 小学校の社会見学を受け入れ、ごみがどのようにして再資源化され |
| おける情報提供 | ていくかを理解してもらい、家庭でもごみの分別に取り組んでもら |
| | う。 |

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分 別の区分(法第8条第2項第3号)

現行の分別収集状況、最終処分場の残余容量及び廃棄物処理施設の整備状況等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、町民の協力度、町及び熊南総合事務組合が有する収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る 分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

| 分別 | 川収集をする容器包装廃棄物の種類 | 収集に係る分別の区分 | |
|--|--------------------------------------|-------------|--|
| 主としてスチール製の容器 | | 缶・金属 | |
| 主としてアルミ製の容器 | | アルミニウム | |
| 主としてガラス製の容器 | 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器 | ビン | |
| 主として段ボール製の容器 | | 古紙・古着(段ボール) | |
| 主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの (原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。) | | 古紙・古着 (雑誌) | |
| 主として紙製の | 容器包装であって上記以外のもの (箱) | | |
| 主としてポリエチレンテレフタレート (PET) 製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの | | ペットボトル | |
| 主として、プラ | スチック製の容器包装であって上記以外のもの | ペットボトルキャップ | |

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み(法第8条第2項第4号)

| 主としてスチー ル製の容器 21.5t 21.3t 21.1t 20.9t | 20.7t |
|---|-------------|
| | |
| 主としてアルミ 製の容器 22.5t 22.3t 22.1t 21.9t | 21.7t |
| | (合計) |
| 無色のガラス製 30.2t 29.9t 29.6t 29.3t | 28.9t |
| | (独自処理量) |
| | - |
| | 合計) |
| 茶色のガラス製 46.0t 45.5t 45.1t 44.6t | |
| | , , |
| | - |
| | 合計) |
| その他のガラス 15.8t 15.6t 15.5t 15.3t | |
| 製容器 (5)20 (3)20 (5)20 (5)20 (3)20 (5)20 | (独自処理量) |
| 15.8t 0t 15.6t 0t 15.5t 0t 15.3t 0t 15.1t 主として紙製の | 0 t |
| 空器であって飲 | |
| 対を充てんする | |
| ためのもの(原 | |
| 7.835/365 (水 | 0. 2 t |
| ミニウムが利用 | |
| されているもの | |
| を除く。) | |
| 主として段ボー | |
| 78. 2t 77. 8t 77. 3t 76. 8t 76. 8t | 76. 3 t |
| 主として紙製の (含t) (含t) (含t) | 合計) |
| 容器包装であっ 0.1t 0.1t 0.1t 0.1t | 0. 1 t |
| て上記以外のも (保護) (独自処理) (保護) (独自処理) (保護) (R) (R) (R) (R) (R) (R) (R) (R) | (独自処理量) |
| Φ 0. 1t 0t 0. 1t 0t 0. 1t 0t 0. 1t 0t 0. 1t | 0 t |
| 主としてポリエ (合t) (合t) (合t) (合t) | |
| チレンテレフタ | 15. 1 t |
| | |
| 製の容器であっ | |
| て飲料又はしょ | |
| うゆその他主務 「「 | 1 ` ′ |
| 大臣が定める商 | 0 t |
| 品を充てんする | |
| ためのもの | |
| 主としてプラス (音f) (音f) (音f) (音f) | 合計) |
| チック製の容器 0.8t 0.8t 0.8t 0.8t | 0.8t |
| 包装であって上 「5.18章 (独全処理) 「5.18章 (独全处理) (独全处理) 「5.18章 (独全处理) (独全处理) 「5.18章 (独全处理) | (独自処理量) |
| 記以外のもの | 0.8t |

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法(法第8条第2 項第5号)

直近年度の分別基準適合物等の引渡実績(1人当りの量)×推計人口により算定した。 なお、推計人口については、次のとおり設定した。

| 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 |
|---------|---------|---------|---------|---------|
| 14,388人 | 14,245人 | 14,102人 | 13,952人 | 13,802人 |

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項(法第8条第2項第5号) 分別収集は、現行の収集体制を活用して次のとおり実施する。

| 容器包 | 装廃棄物の種類 | 収集に係る | 収集・運搬段階 | 選別・保管等 段階 |
|----------|--------------------------------------|----------------|--|--------------|
| 金属 | スチール製容器 | 缶・金属 | 委託による定期収集 | 組合 |
| 312 /120 | アルミ製容器 | アルミニウム | 集団回収 | 民間業者 |
| ガラス | 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器 | ビン | 委託による定期収集 | 組合 |
| 紙類 | 段ボール | 古紙・古着(段ボール) | 委託による定期収集 各家庭・事業所からの直 接持込み | 組合 |
| | 飲料用紙製容器 その他の紙製容器包装 | 古紙・古着 (雑誌) | 集団回収 委託による定期収集 各家庭・事業所からの直 接持込み | 組合 |
| | ペットボトル | ペットボトル | 集団回収 委託による定期収集 各家庭・事業所からの直 接持込み | 組合 |
| プラスチック | その他のプラスチック 製容器包装 | ペットボトル キャップ | 町による公共施設拠点 回収 | 町 |

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項(法第8条第2項第6号) 現有施設を最大限活用するものとする。

| 分別収集する 容器包装廃棄物の種類 | 収集に係る 分別の区分 | 収集容器 | 収集車 | 中間処理 | |
|--------------------------------------|-----------------|------------|-----------|------|----------|
| スチール製容器 アルミ製容器 | 缶・金属 | | | | |
| 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器 | ビン | 指定袋 | 2 t ダンプ車 | | |
| 段ボール | 古紙・古着 (段ボール) | | (A+ | | 資源活用センター |
| 飲料用紙製容器 その他の紙製容器包装 | 古紙・古着 (雑誌) | | | | |
| ペットボトル | ペットボトル | 指定袋 | 2 t パッカー車 | | |
| その他のプラスチック製容器包装 | ペットボトル キャップ | 回収 ボックス | | 町役場 | |

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項(法第8条第2項第7号)

- ・ごみの減量化を進めるために、何よりも町民、事業者の意識改革が必要であり、このため、ごみ問題への理解を深めるために必要な情報の提供をはじめ、環境学習や啓発活動の充実に努める。
- ・資源ごみ等については、自治会・子ども会等の団体による町民参加型の再資源化を促進するため、 現行の奨励金の交付を継続するとともに、対象品目の拡大について検討する。
- ・毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認及び記録し、3年後の計画改定時には、その記録を基 に事後評価を行うこととする。
- ・分別収集計画記載事項の実績等について、町民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、町民や事業者、行政からの委員で構成された快適環境づくり推進協議会を中心に、推進体制を整備する。